

札幌ゴルフ倶楽部(輪厚)

ローカルルール

1. アウトオブバウンズは白杭の内側の地表レベルの点で定める。(定義 40)
2. 修理地は青杭を立て、白線をもってその限界を定める。ただし、次のものを含む。
 - (a) 張り芝の継ぎ目;規則付 I (B)4e を適用する
スルーザグリーン[®]の張り芝の継ぎ目(その芝自体を除く)は、**修理地**とみなされる。しかしながら、継ぎ目がプレーヤーのスタンスの障害となっても、それ自体は規則 25-1 に基づく障害とはみなされない。
球がその継ぎ目の中にあるか、触れている場合、またはその継ぎ目が意図するスイング区域の障害となる場合、規則 25-1 に基づいて救済を受けることができる。張り芝の区域内のすべての継ぎ目は同じ継ぎ目とみなされる。(ゴルフ規則 163 ページ参照)
3. No8、No9、No15 ホールの間の青杭で標示してある育苗地(ナセリー)はプレー禁止の修理地(スルーザグリーン)とし、その上に球があったり、スタンスがかかる場合、競技者はゴルフ規則 25-1b(i)を適用しなければならない。
なお、No8 ホールのプレー中に上記の障害が発生した場合、指定ドロップ区域に球をドロップすることができる。
このローカルルールの違反の罰は 2 打。
4. No17 ホール右側の防球ネットは、周囲を白線で囲んで修理地(スルーザグリーン)内としているので、プレーヤーはゴルフ規則 24-2b(i)もしくは 25-1b(i)の救済を受けることができる。
5. 次のものは動かさない障害物とする
 - (a) 排水溝
 - (b) 人工の表面を持つ道路に接した排水溝(その道路の一部とみなす)
 - (c) 動かさない障害物に接している他の動かさない障害物は一体の障害物とみなす。
 - (d) 動かさない障害物に接し白線で繋がれた区域は、修理地ではなく、その障害物の一部とみなす。
 - (e) 障害物によって囲まれた花壇はその障害物の一部である。
6. 次のものはコースと不可分の部分とする
 - (a) 川・池縁保護のための擬木・石。
 - (b) 樹木やその他の恒久的な物件に巻きついたり、密着させてあるもの。(巻網など)
7. パッティンググリーン上の芝張り替え跡は古いホールの埋め跡と同じステータスを持ち、規則 16-1c に基づき修理することができる。

注 意 事 項

1. 競技の条件やローカルルールに追加、変更のあるときは、倶楽部ハウス内並びにスターティングホールのティーインググラウンド付近に掲示して告示する。
2. グリーンに著しく損傷を与えるシューズは使用禁止とすることがある。
3. ゴルフ規則 8 の「注」記載の『アドバイスを与えることのできる者の指名』は競技の条件の中に記載されていない。
4. 正規のラウンド中、競技者はストロークをしたりプレーする上で、競技の援助となるような情報が得られる携帯電話などを使用すれば、ゴルフ規則 14-3 の違反(競技失格)となるので注意すること。
5. 競技当日のスタート前の練習は指定練習場で行い、打放し練習場においては備付の球を使用し、スタート前の練習は 1 人コイン 1 枚(30 球)を限度とする。
6. No17 ホールの落下地点の安全確認およびプレーの促進のためフォアキャディーを配置し、旗によって連絡する。
赤旗 : 落下地点に前の組がいるのでプレーしてはいけない。(必ず指示に従うこと)
白旗 : 落下地点が空いているのでプレーしてよい。

競技委員長 今井 國雄